平成２４年（フ）第３２４４号
大阪府守口市南寺方東通２丁目11番31―402号
債務者　石川知恵子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４８号
大阪府枚方市星丘３丁目15番２号
債務者　谷口　純子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６０号
大阪府池田市伏尾町76番地の16―406号　サンロイヤル池田バードヒルズ１
債務者　木戸　具弘
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６４号
大阪府高槻市城北町１丁目12番４号
債務者　小坂　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７号
岐阜県山県市富永807番地６
債務者　澤田建設こと　澤田　寿秋
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３号
岐阜県山県市富永807番地６
債務者　澤田ゆき代
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５４号
岐阜市下鵜飼1577番地12
債務者　久江　伸幸
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１号
岐阜県山県市高木703番地38
債務者　猿渡　淳子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
徳島市北佐古二番町２―３　藤マンション２C、住民票上の住所徳島市入田町大久202番の１
債務者　髙橋　利光
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
三重県伊賀市小田町1137番地の４
債務者　土井　律子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１７号
奈良県五條市五條１丁目13番27号
債務者　川合　康子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１８号
奈良県五條市五條１丁目13番27号
債務者　川合金物店こと　川合　道男
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１９号
奈良県五條市五條１丁目13番27号
債務者　川合　攝子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第３６号
福岡県八女市吉田726番地　岩戸アパート５号室
債務者　松尾　吉就
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３７号
福岡県八女市吉田726番地　岩戸アパート５号室
債務者　松尾　千春
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２０１号
大分市大字羽田509番地の１　羽田H14―203、従前の住所大分市大字片島478番地の４
債務者　副島　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
宮崎県日南市飫肥２丁目11番32号
債務者　中武　博恵
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係